



今年も4月から5月にかけて、狂犬病予防集合注射を行います。

狂犬病予防集合注射は毎年1回受けさせなければなりません。生後91日以上の犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、犬の登録(犬の生涯に1回)と狂犬病の予防注射(毎年1回)とが義務付けられています。

◆案内通知が郵送される方
平成21・22年度に注射済票の交付を受けている方には、

後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成23年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。

本来、保険料は前年度の所得で計算します。しかし、その年度の所得額などが確定するのは6月になるため、それまで年間の保険料額は決まりません。保険料額が決まってから特別徴収(年金からの納付)を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、

1回当たりの徴収額が高くなってしまう。

そこで、年6回の特別徴収のうち、4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回当たりの徴収額の軽減を図っています。

平成23年度の確定した年間保険料額は、7月に通知しますので、ご理解ください。

◆特別徴収(年金からの納付)となる方
後期高齢者医療制度・介護

狂犬病予防集合注射を受けましょう

問診票等を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、必ず持参してください。

◆案内通知が郵送されなかった方は

犬の登録をしていて、案内通知が郵送されなかった方も

集合注射実施日	実施時間	会場
4月12日(火)	9:10~9:30	萱野青年館
	9:50~10:30	ながた野第3公園
	10:50~11:50	弥幾野自治会館
	13:20~14:50	中部コミュニティセンター
4月14日(木)	9:30~10:30	みどりが丘自治会館
	10:50~11:40	農村ふれあいセンターやまへの郷
	13:20~14:00	季美の森もえぎ公園
	14:20~15:00	季美の森こはく公園
4月20日(水)	9:10~9:40	柳橋公民館
	10:00~10:30	桂山公民館
	10:50~11:50	清名幸谷消防機庫
	13:30~15:00	みずほ台センター公園
4月22日(金)	9:30~10:40	老人福祉センターコスモス荘
	11:00~11:40	汐浜公民館
	13:10~14:10	白里公民館
	14:30~15:00	細草8区青年館
5月11日(水)	9:30~11:30	中部コミュニティセンター
	13:20~15:00	白里公民館
5月14日(土)	9:30~11:30	保健文化センター側駐車場

◆費用
犬の登録をしている場合3,350円(注射済票交付手数料550円・注射料金2,800円)

◆新規に犬の登録をする場合6,350円(登録手数料3,000円・注射済票交付手数料3,000円)

◆注意
集合注射会場には、飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

◆費用
犬の登録をしている場合3,350円(注射済票交付手数料550円・注射料金2,800円)

◆新規に犬の登録をする場合6,350円(登録手数料3,000円・注射済票交付手数料3,000円)

◆注意
集合注射会場には、飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

◆費用
犬の登録をしている場合3,350円(注射済票交付手数料550円・注射料金2,800円)

◆新規に犬の登録をする場合6,350円(登録手数料3,000円・注射済票交付手数料3,000円)

◆注意
集合注射会場には、飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

◆費用
犬の登録をしている場合3,350円(注射済票交付手数料550円・注射料金2,800円)

◆新規に犬の登録をする場合6,350円(登録手数料3,000円・注射済票交付手数料3,000円)

◆注意
集合注射会場には、飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

◆費用
犬の登録をしている場合3,350円(注射済票交付手数料550円・注射料金2,800円)

◆新規に犬の登録をする場合6,350円(登録手数料3,000円・注射済票交付手数料3,000円)

◆注意
集合注射会場には、飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

保険の被保険者の方のうち、次のいずれかに該当している方は4月から特別徴収になります。

なお、通知書は4月初旬に送付します。

①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を特別徴収で納付している方

②平成22年4月1日から10月1日までに、本町で後期高齢者医療制度に加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

◆普通徴収となる方
次に該当する方は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)になり、特別徴収

にはなりません。

①年間年金支給額が18万円未満の方

※年金を複数受給している方で、その合計金額が18万円以上であっても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります

②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分以上となる方など

問住民課国保年金班
☎(70)0334

千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043(308)6768

ただし介護保険料については健康介護課介護保険班
☎(70)0309

後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

●：仮徴収 ●：本徴収 ■：納付書または口座振替

地域包括支援センターだより

45

ご利用ください 「出前講座」

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方を、さまざまな面から総合的に支える機関です。

地域の皆さんの要望に応じ、介護や認知症予防に関する出前講座を開催します。お気軽にご相談ください。

派遣先の団体の形態は問いませんが、日程等の調整のため、2週間前までにご相談ください。費用は無料です。

<講座例>

◆認知症サポーター養成講座

認知症の方を地域で支えるための知識を身に付ける講座です。認知症とは何か、認知症予防、認知症の方への接し方についてお話しします。

◆消費者問題出前講座

悪質商法等に関する消費者トラブルを防止するために、悪質商法の手

口とトラブルの対処法、クーリング・オフの方法等についてお話しします。

◆介護予防教室

家でもできる簡単な体操や音楽に合わせた体操、健口体操(口の運動)の実践のほか、健康に関してお話しします。

◆その他

高齢者福祉制度、食生活と栄養、歯と口の健康等についてお話しします。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

問地域包括支援センター

☎(70)0439 FAX(70)1093

在宅介護支援センターおおあみ緑の里

☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街

☎(70)1666

ねんきんナビ

学生納付特例制度

学生の方で所得がない、または少ないことにより、年金保険料を納めることが困難なときは、申請し、日本年金機構で承認を受けると、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

なお、申請手続きは毎年必要ですので、忘れずにしてください。

※承認された期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます

▶申請できる方=20歳以上で、前年所得が118万円以下の大学(大学院)・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校学生の方

※前年または今年に会社等を退職して学生となった方は、前年度の所得が118万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられます(離職票等を添付)

▶学生納付特例の承認期間=4月(または20歳誕生日)から3月末まで

▶申請方法

①平成22年度に学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請

※はがき形式の申請書は、昨年度の学生納付特例申請が平成23年1月31日までに日本年金機構に到着された方に送付

②はがき形式の申請書が届かない方は、学生証(写し可)または在学証明書・年金手帳・印鑑(本人署名の場合は不要)を持参のうえ、千葉年金事務所または住民課窓口で申請

問千葉年金事務所 ☎043(242)6320

住民課国保年金班 ☎(70)0334